

7

平成28年12月26日 月曜日 官報

第6926号

モーリタニア・イスラム共和国	平成二十七年九月二十三日	平成二十七年十一月二十一日
モルドバ共和国	平成二十七年九月二十八日	平成二十七年十一月二十七日
トゴ共和国	平成二十七年十月八日	平成二十八年一月六日
グアテマラ共和国	平成二十八年七月十一日	平成二十八年十月十日
マダガスカル共和国	平成二十八年九月二十二日	平成二十八年十二月二十一日
カーボベルデ共和国	平成二十八年九月二十三日	平成二十八年十二月二十一日
オランダ王国	平成二十六年十二月十八日	当該締約国についての発効日 平成二十六年十二月二十四日
中央アフリカ共和国	平成二十七年十月七日	当該締約国についての発効日 平成二十八年一月五日
締 約 国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日 平成二十六年十二月二十四日
外務大臣 岸田 文雄	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日 平成二十八年一月五日

○外務省告示第四百八十九号

平成二十八年十二月二十二日ローマ、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容

食糧援助規約に連して行われる食糧援助を実施するためには必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額

一億八千万円

3 署名者

日本側 梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側 アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年十二月二十六日

○外務省告示第四百九十九号

平成二十八年十二月十二日ローマ、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容

食糧援助規約に連して行われる食糧援助を実施するためには必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額

一億四千万円

3 署名者

日本側 梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側 アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年十二月二十六日

○外務省告示第四百九十一号

平成二十八年十二月十三日カブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 協力の目的及び内容

小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額

十二億六千二百万円

3 署名者

日本側 鈴鹿光次在アフガニスタン事務所代表

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣 岸田 文雄

外務

第6926号 平成28年12月26日曜日

第6926号 平成28年12月26日曜日

第一 計画の一体的な作成体制の整備

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

第二 計画の作成区域の整合性の確保

医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、医療計画で定める二次医療圏（一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。）と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域（介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。）を、可能な限り一致させるよう、平成30年度からの計画期間に向けて、努める必要がある。

また、病床の機能の分化及び連携を進めるに当たり、交通事情等の社会的条件、高齢者の增加、地域における患者の流入出の状況、医療資源の地域偏在等により、一の都道府県の区域内で必要な医療提供体制の確保が困難である場合には、近隣の都道府県や広域の区域と連携する方策等を検討し、所要の体制整備を図っていくことも重要である。

第三 基礎データ、サービス必要量等の推計における整合性の確保

医療及び介護の連携を推進するためには、計画作成の際に用いる人口推計等の基礎データや、退院後に介護施設等を利用する者、退院後又は介護施設等の退所後に在宅医療・介護を利用する者の数等の推計について、整合性を確保する必要がある。特に、病床の機能分化、連携に伴い生じる在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性の確保が重要である。

市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護の整備目標と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標とを整合的なものとし、医療・介護の提供体制を整備していく必要がある。

第3の四中「(昭和57年法律第30号)」参照。

○厚生労働省告示第411号
次に掲げる組換えDNA技術によつて得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第2の1に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十一号）第三条第四項の規定による公表を以て、
平成二十八年十一月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品種又は品目

ホスホリパーゼ

NZYMP-LP株

株式会社

名 称 申請者

ノボザイムズ ジャパン

医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号、第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第五項から第七項までの規定に基づき、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定による農林水産大臣が指定する高度管理医療機器・管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年十一月二十四日農林水産省告示第二千二百十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。)

平成二十八年十一月二十六日

農林水産大臣 山本 有二

別表第一第十九号中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 吸収性局所止血材

○経済産業省告示第412号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金で支払うことができる事務所を指定したので、告示する。なお、平成二十四年経済産業省告示第二百九号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金で支払うことができる事務所を指定した件）は廃止する。

平成二十八年十一月二十六日 東京都千代田区霞が関一丁目三番地1号 経済産業省内

北海道札幌市北区八条西二丁目一番札幌第一合同庁舎

北海道札幌市北区北八条西二丁目一番札幌第一合同庁舎

北海道産業保安監督部内

宮城県仙台市青葉区本町二丁目三番1号仙台合同庁舎B棟

東北経済産業局内

宮城県仙台市青葉区本町二丁目三番13号仙台第二合同庁舎

関東東北産業保安監督部東北支部

埼玉県さいたま市中央区新都心一番地1さいたま新都心合同庁舎

関東経済産業局内

埼玉県さいたま市中央区新都心一番地1さいたま新都心合同庁舎1号館

関東経済産業局内

東京都文京区湯島四丁目六番十五号湯島地方合同庁舎

関東経済産業局東京通商事務所内

神奈川県横浜市中区日本大通十一番地横浜情報文化センター

関東経済産業局横浜通商事務所内

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号

中部近畿産業保安監督部内

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号

中部近畿産業保安監督部内

富山県富山市牛島新町十一番七号富山地方合同庁舎

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督部内

富山県富山市牛島新町十一番七号富山地方合同庁舎

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督部内

大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館

近畿経済産業局内

大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館

近畿経済産業局内

大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館

近畿経済産業局内

大阪府大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号大阪合同庁舎第一号館

近畿経済産業局内

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎

九州経済産業局内

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号福岡合同庁舎

九州産業保安監督部内

沖縄県那覇市おもろまら二丁目一番一号那覇第二地方合同庁舎一号館

那覇産業保安監督事務所内